

# こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぼやき～



2023年4月1日  
発行所  
オールフォーワングループ

国松司法書士法人  
行政書士国松偉公子事務所  
オールフォーワン土地家屋調査士事務所  
〒1850021  
東京都国分寺市南町三丁目22番2号  
ゼルコハビル4階  
TEL0423000255 fax0423000256  
[office@kunimatu.jp](mailto:office@kunimatu.jp)

4月は出会いと別れの季節・・・桜がつぼみから少しずつひらきはじめ、いつのまにか満開となったらあっという間に葉桜がチラホラ・・・お花見の会はなくても車中や近所を歩きながら移ろいゆく桜の姿に人との出会いをオーバーラップさせていきます。人との関係は自然の姿そのもののようです。

さて、今回は成年後見人に欠格事由はあっても特別な資格は必要ないというお話です。つまり普通の人でも後見人になれるということなのです。要は、預金通帳を記帳し、現金出納帳をつけ、四則計算ができる、というレベルで欠格事由に該当しなければ後見人になれるでしょう。

しかし、資質の問題はまた別の話です。計算だけできたところで後見人に向いているとは言えません。ご本人のお金を何に使うか、あるいは使ってはいけないか、どう管理するか、どんな公的サービスを受けられるかを把握できるか、生活・療養・看護・介護に何が必要か、などご本人の立場にたって自ら組み立てができる人が成年後見人の資質があるということになります。

そう考えてみると、意外と成年後見人になるのはハードルが高いと言えるのではないのでしょうか。

## IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識



IKUKO

今号では、成年後見人などにはどんな人になれるのかを詳しくご紹介していきます！

**実は、成年後見人になるための特別な資格はないのです。**

**(1)未成年(2)以前に家庭裁判所から後見人などを解任された経歴がある人(3)破産者(4)本人に対して訴訟を起こした者やその配偶者・直系血族(5)行方がわからない人・・・これらの欠格事由に当てはまらなければ、誰でもなることができます。**

一般的には弁護士、司法書士、行政書士、税理士、社会福祉士などの専門職や、親族が選任されるケースがほとんどです。ただし、最終的に誰を成年後見人とするかは家庭裁判所なので、自由に決められるわけではありません。一度なってしまうと簡単には辞任できないので、親族が後見人になるには慎重な判断が必要なのです。また、成年後見人には家庭裁判所へ財産や収支の定期報告も求められるため、財産が大きかったり、親族間で争いがあるような場合は専門職が選任されています。その中でも就任件数が最多であるのが「司法書士」です。

### 専門職の後見人のメリット、デメリットとは？

#### 《メリット》

- ① 専門的な知識で被後見人の財産管理や身上保護を手厚くサポートできる
- ② 後見人による不正の発生件数を減少できる
- ③ 親族が後見業務から解放される

#### 《デメリット》

- ① 家庭裁判所が認定する報酬が発生する
- ② 親族後見人よりも身上保護が不十分になる可能性
- ③ 親族の意向や意図との食い違い

司法書士が成年後見人に多く選任される理由は、司法書士は法の専門家であることに加え、書類の作成や財産の管理、見守り契約など幅広いサポートが可能であるからです。

次号では将来、判断能力が低下した場合に備える**任意後見制度**について詳しくご紹介したいと思います！

#### YouTube

国松偉公子の  
相続相談室  
(\*^o^\*)



★LINE★  
国松司法書士法人  
新アカウントで  
きました！！  
どうぞよろしく☆

